

【当日出された意見等】

	意見内容	委員	回答	回答者	対応	備考
1	<p>（認知症高齢者等の行方不明時のメール配信について） 平成30年度の実績及び送られるメールの内容やそのリアクションはどうなっているのか。</p>	鈴木委員	実績や具体的な内容については、次回の会議において報告します。	福祉担当	実績は別紙「行方不明者の発見協力依頼メールの状況について」のとおり。	議事録 6ページ
2	<p>（要援護者支援システムについて） 本当に災害が起こったときに、要援護者に登録しておけば必ず救う仕組みをつくるという意味なのか。</p>	中村委員	<p>要援護者支援システムにおける災害時の基本的な支援活動は、まずは自分自身と家族の安全確保を最優先し、要援護者宅に安否確認等に出向く際には二次災害に遭わない範囲で行います。</p> <p>システムの概要としては、要援護者台帳に登録された方々を、災害発生時に誰がどのような形で一緒に避難するのかというところまで決めていくものです。</p> <p>これまでは、平時の福祉的な見守りを行ってきましたが、これを災害時の避難支援と一体化した仕組みとして、2、3年かけて作り上げていく予定です。</p>	福祉担当	要援護者支援システムについて、区内10の地域まちづくり実行員会に対して説明会を実施し、今年度中に少なくとも3つ以上の地域において導入することをめざしています。	議事録 8ページ
3	<p>（要保護・要支援児童の登録について） 要保護・要支援児童に登録を行うとされているが、進捗管理表上のどの数字の方の登録を行うことになっているのか。また、その業務を非常勤嘱託職員を一名増員するだけで目標達成は可能なのか。</p>	中村委員	<p>【登録数について】 スクリーニング会議Ⅱで登録して関わった人数は小学校では695人です。</p> <p>実際のスクリーニングシートの中では、例えば、齟齬がある、就学援助を受けている場合や、登校ができていない、欠席が多い、遅刻がある等の登校状況、親に連絡が繋がりにくい等の家庭環境など、チェック項目が細かく設定されており、大正区ではその項目が一つでも付けばスクリーニング会議Ⅱに上げ、対象児童・生徒の状態を学校と区役所、地域において把握をしていくことが大きな目的になっていました。</p> <p>【非常勤嘱託職員について】 これまでも課題のある児童や生徒は要保護児童対策地域協議会に登録しておりますので、幅広くスクリーニングをかけても急増するとは考えておらず、1名の増員で対応できると考えています。</p>	福祉担当	回答と同じ	議事録 16ページ

【当日出された意見等】

	意見内容	委員	回答	回答者	対応	備考
4	<p>(子ども子育てプラザの関わりについて) 子ども子育てプラザでは、これまで見守りや支援が必要な気になるお子さんに携わってきた。より詳細な情報があれば様々な支援ができるので、地域や区役所等の関係機関との連携を図りたいと考えている。</p>	弥十郎委員	子ども子育てプラザを、大正区要保護児童対策地域協議会に参画していただくことについて検討します。	吉田区長	令和元年6月18日の要保護児童対策地域協議会代表者会議から参画いただき、連携を強化しています。	議事録 17ページ
5	<p>(制度のはざまの方への支援について) 制度のはざまみたいなところで引き続き見守りをしていく体制が無いということが起こってくるということについて、包括の運営協議会の議論の中で、包括以外でもそのような支援してもらえそうな何らかの機関であったり、体制であったりというのがとれないのかという意見が毎年出ているので、ぜひ何か検討していただけるのであればお願いしたいと思っている。</p>	中村委員	一つの相談支援機関だけでは解決できない複合的な課題を抱えた要援護者のいる世帯に対しては、今年度から、生活困窮者自立支援法に基づく「支援会議」や介護保険法に基づく「地域ケア会議」などを活用し、関係者が一堂に会し、支援方針を検討・共有するとともに、支援にあたっての各自の役割分担を明確にし、適切な支援につなげていくための調整を、専門家の助言を受けながら行っていく予定としております。従いまして、こうした場を活用いただけるものと考えております。	福祉担当	回答と同じ	議事録 20ページ
6	<p>(生活困窮者支援制度における支援会議について) 生活困窮制度については、普段から業務で関わりのある方と関われない方で実感が違うと思う。 新たな支援会議をこの場で兼ねるといのであれば、生活困窮者支援の制度に関しての基本的な資料等を配付いただき、説明をしていただきたい。</p>	鈴木委員	支援会議を議題とする会議では、要綱や具体的な仕組みについて議論をさせていただきたいので、それまでに大正区役所としての考えをお示しします。	吉田区長	回答と同じ	議事録 27ページ
7	<p>(支援会議のあり方について) 支援会議について、各支援機関に寄せられた相談をどのように橋渡ししていくかということを整理するべきではないか。</p>	姜委員	区役所に寄せられる相談だけでなく、各支援機関に寄せられた相談についても、担当者間の連携体制を検討します。	吉田区長	回答と同じ	議事録 28ページ

行方不明者の発見協力依頼メールの状況について

○ 概要

- ・ 大阪市が大正区社会福祉協議会に委託している「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」のうち、「機能③認知症高齢者等の行方不明時の早期発見」の取組みにおいて、行方不明発生時に協力者にメール（別紙参照）が配信される。
- ・ 登録方法は、行方不明の恐れのある認知症高齢者等の本人や家族から、本人の写真や身体的特徴を大正区社会福祉協議会の見守り相談室に事前登録していただく。
- ・ なお、登録のきっかけとして、警察から本事業があることを紹介されたというケースもある。

平成 31 年 3 月末現在

	大阪市	大正区
協力者登録数	5,151 件	106 件
登録者数	2,285 名	65 名
警察からの情報提供	2,373 件	68 件

○ メール配信状況（平成 30 年度）

月	依頼先									
	大正区		市内		府内		府外		計	
	依頼メール数		依頼メール数		依頼メール数		依頼メール数		依頼メール数	
		※		※		※		※		※
4			5	5			1	1	6	6
5	1	1	7	7			2		10	8
6			2	2			3		5	2
7			2	2	1	1	3	1	6	4
8			12	11			1	1	13	12
9			10	10			3	1	13	11
10			9	9	1	1	13	6	23	16
11			3	3	2	1	4	3	9	7
12			5	4	1	1	3	1	9	6
1			2	1	3	1	4	2	9	4
2			6	6	1	1	1		8	7
3			7	6	1	1	3		11	7
計	1	1	70	66	10	7	41	16	122	90

※ 依頼メールがあったものうち、保護や発見の連絡があったもの。

竹田 新一

差出人: 大正区見守り相談室 <taisho-mimamori-08@sg-m.jp>
送信日時: 2019年6月11日火曜日 10:52
宛先: 大阪市大正区役所保健福祉課（保健・福祉）
件名: [大阪市城東区]行方不明者の発見協力依頼解除について

令和元年6月10日付で協力依頼を行いました次の方については、
皆様のご協力により無事に保護されましたので、協力依頼を解除します。
協力依頼メール及び本メールの個人情報については、削除していただきますようお願いいたします。ご協力ありがとうございました。

《依頼情報》

氏名: ████████ フリガナ: ████████ ████████
発見日時: 令和元年6月10日 19時30分頃
発見場所: 豊中市
発見状態: 無事保護

上記の方を見かけた方は、城東区見守り相談室(06-6936-1131)【月～金9:00～19:00、土9:00～17:30
夜間・休日 大阪ガスセキュリティサービス(06-6303-6485)】、又は城東警察署(06-6934-1234)か110番までご連絡
下さい。

大阪市大正区小林西1-14-3
大正区ふれあい福祉センター内
（社福）大阪市大正区社会福祉協議会
見守り相談室
TEL(06)6555-5762 FAX(06)6555-0687